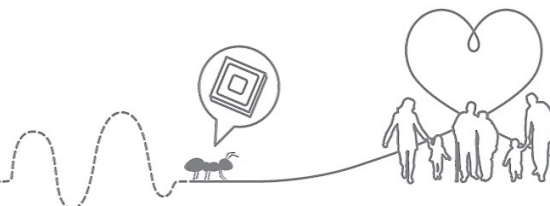




SK-Electronics CO.,LTD.

ご来場の株主様へのお土産の配布および飲料の提供はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。



第20期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2021年12月17日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地
京都東急ホテル 2階 葵の間

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2021年12月16日（木曜日）午後5時まで

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （添付書類）	5
事業報告	12
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27

株式会社 エスケーエレクトロニクス

証券コード：6677

(証券コード 6677)
2021年11月26日

株 主 各 位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2

株式会社 エスケーエレクトロニクス

代表取締役社長 石 田 昌 徳

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地
京都東急ホテル 2階 葵の間

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

本年も、感染拡大防止の観点から会場内の座席の間隔を2メートルに拡げるため、座席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- 第20期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第20期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

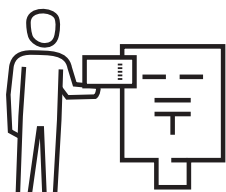
以 上

<株主様へのお願い>

- ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調にご不安のある方におかれましては特に、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。
 - 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクの着用にご協力いただけない株主様には、ご退場いただく場合もございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
 - 会場入口付近で検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出くださいますようお願い申し上げます。
 - ご来場の株主様へのお土産の配布、会場ロビーにおける飲料の提供および当社製品の展示はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会の出席役員および運営スタッフ等は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - 本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。
 - 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応の詳細および株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sk-el.co.jp/>）にてご案内させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sk-el.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ・ 事業報告の「会社の体制および方針」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- なお、監査等委員会が監査した事業報告ならびに会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類のほか、上記の事項を含んでおります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sk-el.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

⇒ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年12月16日（木曜日）午後5時まで

⇒ インターネットによる議決権行使



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

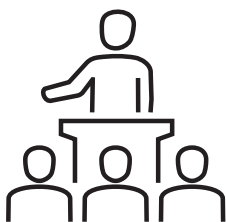
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限 2021年12月16日（木曜日）午後5時まで

※ ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間

2021年11月27日（土曜日）午前5時～2021年11月29日（月曜日）午前5時

⇒ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2021年12月17日（金曜日）午前10時
(受付開始 午前9時予定)

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年12月16日（木曜日）午後5時まで

（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行ってくださいますようお願い申し上げます。）

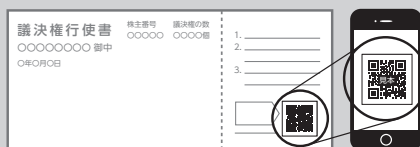
※ ウェブサイトのメンテナンス作業のための取扱い休止期間
2021年11月27日（土曜日）午前5時～2021年11月29日（月曜日）午前5時

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

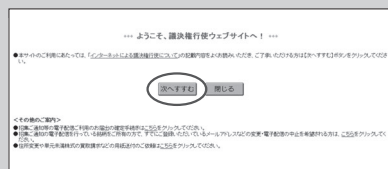
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

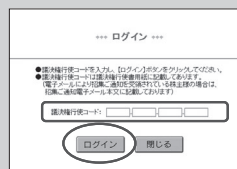
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

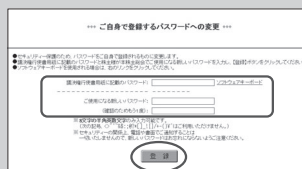
- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 議決権行使コードを入力し、ログイン



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

☎0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考え、業績の変化を反映させつつ、今後の事業展開に備えた経営基盤の強化を図り、業績の向上に努めることで、株主の皆様継続的な利益配分を実施することを基本方針としております。配当につきましては、当該期の業績、財政状況、中期的な投資計画等を総合的に勘案し、中長期的には連結配当性向20%以上を目指してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期収益状況と中期的な設備投資計画を勘案し、1株につき20円とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき20円
配当総額 211,690,360円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年12月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 200,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会から取締役候補者全員について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	いし だ まさ のり 石 田 昌 徳 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	いし だ けい すけ 石 田 敬 輔 <input type="checkbox"/> 再任	取締役相談役	92.3% (12回/13回)
3	うえ の とく お 上 野 篤 雄 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 フォトマスク事業本部担当 フォトマスク事業本部長	100% (13回/13回)
4	むかい だ やす ひさ 向 田 泰 久 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 経営戦略室担当	100% (13回/13回)
5	はし もと まさ のり 橋 本 昌 典 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 知財グループ担当 フォトマスク事業本部生産本部長	100% (13回/13回)
6	あ べ わ か 阿 部 和 香 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 事業開発室担当	100% (13回/13回)
7	おく だ まさ お 奥 田 正 男 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 管理本部担当	100% (10回/10回)

1 石田 昌徳 (1969年9月10日生)

再任

■所有する当社株式の数

309,800株

■取締役会出席状況

100% (13回/13回)

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 大日本スクリーン製造株式会社（現株式会社SCREENホールディングス）入社
1997年7月 株式会社写真化学入社
2000年6月 同社取締役
2001年10月 当社取締役
2002年5月 頂正科技股份有限公司董事長
2003年10月 当社常務取締役
2005年11月 SKE KOREA CO.,LTD.代表理事
2008年10月 当社専務取締役
2010年9月 愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長
2011年10月 当社代表取締役社長（現任）
2013年1月 愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

石田昌徳氏は、当社グループの業務全般に精通しており、代表取締役社長に就任以降、優れたリーダーシップにより当社グループの経営を牽引しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

2 石田 敬輔 (1945年12月23日生)

再任

■所有する当社株式の数

300,200株

■取締役会出席状況

92.3% (12回/13回)

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1967年2月 石田旭山印刷株式会社（現株式会社写真化学）取締役
1975年4月 DS.AMERICA INC.副社長
1978年6月 株式会社写真化学代表取締役社長
1996年4月 同社代表取締役会長
2000年4月 同社代表取締役会長兼社長
2001年10月 当社取締役会長
2005年6月 株式会社堀場製作所社外監査役
2016年10月 当社取締役相談役（現任）
2019年4月 株式会社写真化学代表取締役会長
2021年6月 同社取締役会長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社写真化学取締役会長

取締役候補者とした理由

石田敬輔氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役相談役として、当社経営の監督面で重要な役割を担っております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

3 うえ の とく お 上野 篤雄 (1961年12月20日生)

再任

<p>■所有する当社株式の数</p> <p>7,500株</p> <p>■取締役会出席状況</p> <p>100% (13回/13回)</p>	<p>■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1987年4月 株式会社写真化学入社</p> <p>2007年10月 当社営業本部長</p> <p>2008年10月 当社執行役員</p> <p>2010年5月 頂正科技股份有限公司総経理</p> <p>2013年11月 同社董事長</p> <p>2013年12月 当社取締役フォトマスク事業本部担当 フォトマスク事業本部長 (現任)</p> <p>2020年12月 SKE KOREA CO.,LTD.代表理事 (現任)</p> <p>2021年1月 愛史科電子貿易 (上海) 有限公司董事長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>SKE KOREA CO.,LTD.代表理事</p> <p>愛史科電子貿易 (上海) 有限公司董事長</p>
---	---

取締役候補者とした理由

上野篤雄氏は、営業部門や海外子会社経営における豊富な経験と実績に基づき、当社の主力事業であるフォトマスク事業を牽引しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

4 むかい だ やす ひさ 向田 泰久 (1962年5月22日生)

再任

<p>■所有する当社株式の数</p> <p>2,000株</p> <p>■取締役会出席状況</p> <p>100% (13回/13回)</p>	<p>■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</p> <p>1986年4月 日本生命保険相互会社入社</p> <p>2006年3月 同社福井支社支社長</p> <p>2009年3月 同社東京西支社支社長</p> <p>2011年3月 同社本店法人営業第一部法人営業部長</p> <p>2014年4月 当社顧問</p> <p>2014年10月 当社執行役員</p> <p>2015年10月 当社執行役員管理本部長</p> <p>2015年12月 当社取締役管理本部担当管理本部長</p> <p>2017年10月 当社取締役管理本部担当</p> <p>2017年12月 当社取締役経営戦略室担当 (現任)</p>
---	---

取締役候補者とした理由

向田泰久氏は、金融機関在職時における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営戦略を管掌しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

5 はしもと 橋本 まさのり 昌典 (1962年2月13日生)

再任

■所有する当社株式の数

5,200株

■取締役会出席状況

100% (13回/13回)

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年2月 株式会社写真化学入社
2013年4月 当社生産本部長
2013年10月 頂正科技股份有限公司総経理
2016年10月 当社フォトマスク事業本部生産本部長
2019年10月 当社執行役員フォトマスク事業本部生産本部長
2019年12月 当社取締役フォトマスク事業本部生産本部長
2020年10月 当社取締役知財グループ担当
フォトマスク事業本部生産本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

橋本昌典氏は、技術部門や海外子会社経営における豊富な経験と実績に基づき、当社フォトマスク事業の国内生産全般を統括するとともに、知的財産管理を管掌しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

6 あべ 阿部 わか 和香 (1972年6月15日生)

再任

■所有する当社株式の数

100,700株

■取締役会出席状況

100% (13回/13回)

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年3月 当社入社
2013年4月 当社経営戦略室副室長
2014年4月 株式会社写真化学入社
2014年6月 同社取締役
2019年11月 当社顧問
2019年12月 当社取締役事業開発室担当 (現任)
2021年6月 株式会社アイティフォー社外取締役 (現任)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社アイティフォー社外取締役

取締役候補者とした理由

阿部和香氏は、当社における新規事業の立ち上げの経験や、他社の取締役としての豊富な経験と実績に基づき、当社の新規事業開発を牽引しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

7 おく だ 奥田 まさ お 正男 (1962年12月16日生)

再任

■所有する当社株式の数	300株	■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年4月 株式会社京都銀行入行
■取締役会出席状況	100% (10回/10回)		2004年10月 同行富野荘支店長
			2006年9月 同行八尾支店長
			2009年1月 同行寝屋川支店長
			2010年12月 同行西院支店長
			2014年6月 同行執行役員個人営業部長
			2015年6月 同行執行役員営業統轄部長
			2017年6月 同行執行役員監査部長
			2020年7月 当社顧問
			2020年12月 当社取締役管理本部担当 (現任)

取締役候補者とした理由

奥田正男氏は、金融機関在職時における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の管理部門全般を管掌しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥田正男氏は、2020年12月18日開催の第19期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で更新する予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにPwC京都監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会がPwC京都監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任の会計監査人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、監査の継続期間は長期にわたっており、新たな視点での監査が必要な時期であること等の観点から、他の監査法人と比較検討してまいりました。

その結果、当社の事業規模に適した会計監査人としての独立性、専門性、品質管理体制の観点から監査が適正に行われると評価したことに加えて、会計監査人の交代により新たな視点での監査も期待できることから、適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年9月30日現在)

名称	PwC京都監査法人		
主たる事務所の所在地	京都市下京区四条通烏丸東入ル 京都三井ビル7階		
沿革	2007年3月 京都監査法人設立届出 2007年7月 みずす監査法人京都事務所からの業務移管受入 2013年3月 プライスウォーターハウスクーパースのメンバーファームになる 2016年12月 PwC京都監査法人に名称変更		
概要	出 資 金	340百万円	
	人 員 数	パートナー	33名
		公認会計士	89名
		公認会計士試験合格者	47名
		その他	195名
	合 計	364名	
関与会社数	会社法・金融商品取引法監査	57社	
	会社法監査	105社	
	その他	195社	
	合 計	357社	
国内事務所	(東京・京都)		

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で更新する予定であります。

以 上

〔添付書類〕

事業報告

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出された中、新型コロナワクチン接種率の向上などにより感染者数が減少し、経済活動に持ち直しの動きがみられましたが、感染力の強い変異株の影響などにより、国内外経済の先行きは不透明な状況が続いております。

フラットパネルディスプレイ業界におきましては、有機ELパネル開発が、5G通信対応などのスマートフォン向けに活況となったことに加えて、ノートパソコンやタブレット向けにも広がり、有機ELパネル用フォトマスクの需要が増加しました。液晶パネルにつきましては、巣ごもり需要が一巡し、テレビ向けを中心にパネル需要が弱含んだものの、パネルメーカー各社は量産を継続しました。その結果、2020年6月から上昇し続けた液晶パネル価格が第4四半期から下落に転じましたが、長期間量産を続けていたため、パネルメーカー各社の業績は好調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、スマートフォンやノートパソコン、タブレット向けの有機ELパネル用フォトマスクの需要を積極的に取り込みました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、売上高204億40百万円（前期比7.0%増）、営業利益16億64百万円（前期は営業損失6億59百万円）、経常利益13億71百万円（前期は経常損失7億8百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益10億72百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失9億71百万円）と増収増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は総額15億29百万円であり、その主なものは当社および連結子会社における大型フォトマスクの高精細化に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、当社においては主に自己資金および銀行借入金により、連結子会社においては主に自己資金により賄っております。

(4) 対処すべき課題

① 既存フォトマスク事業における収益力の向上

フラットパネルディスプレイ業界におきましては、高精細化やフォルダブルなどの高機能化のニーズに応えるため、スマートフォン向け有機ELパネルの開発が進み、有機ELパネルの用途がノートパソコンやタブレット、モニター、車載パネルなどにも拡大する動きがみられます。加えて、QD-OLEDパネルの量産が開始され、今後は画面サイズの拡充などの開発が行われます。さらに、韓国や中国を中心に、パネル工場への設備投資が計画されております。当社グループは、これらのパネル開発に係るフォトマスク需要を獲得してまいります。

② 新規事業立ち上げによる収益基盤の拡大

フォトマスク事業に次ぐ新たな事業として、現在、RFID分野、ヘルスケア分野に挑戦しております。取扱製品の拡充や新たな自社製品の開発、海外展開を含めた販路の確保などに積極的に取り組み、早期事業化を目指してまいります。また、複数の分野の市場調査を行い、参入に向けて検討を進めてまいります。

③ 関連子会社によるグループ力の向上

個々の子会社の収益力を高めるとともに連携を深め、当社グループとしての総合力の向上を目指してまいります。

④ 持続的成長を支える経営基盤の強化

当社グループの今後の成長を促し、企業価値を向上させるため、採用の多様化、人材育成方法の多様化を通じて、有能な経営人材、高度な専門性を持つ人材の確保に努めてまいります。また、環境負荷低減、コーポレートガバナンスの強化などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 17 期 (2017年10月 1 日から 2018年 9 月30日まで)	第 18 期 (2018年10月 1 日から 2019年 9 月30日まで)	第 19 期 (2019年10月 1 日から 2020年 9 月30日まで)	第20期(当連結会計年度) (2020年10月 1 日から 2021年 9 月30日まで)
売 上 高	22,772,091	25,773,612	19,104,575	20,440,087
経常利益又は経常損失(△)	4,595,768	6,341,367	△708,060	1,371,430
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	3,281,841	4,810,151	△971,835	1,072,375
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	311円03銭	456円89銭	△92円67銭	102円24銭
純 資 産	19,862,437	23,319,646	22,385,369	24,379,727
総 資 産	28,756,797	31,415,939	31,778,761	32,884,749

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第18期から適用しており、第17期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
頂正科技股份有限公司	931百万NT\$	100.00%	大型フォトマスクの製造・販売
SKE KOREA CO.,LTD.	1,100百万KRW	100.00%	大型フォトマスクの販売
愛史科電子貿易(上海)有限公司	100百万円	100.00%	大型フォトマスク、その他電子製品の販売

- (注) 1. 新台幣ドルは、NT\$と表示しております。
2. 韓国ウォンは、KRWと表示しております。

4. 主要な事業内容

当社グループは、当社のほか、連結子会社の頂正科技股份有限公司、SKE KOREA CO.,LTD.、および愛史科電子貿易(上海)有限公司により構成されており、大型フォトマスクの設計・製造・販売等を主要な事業内容としております。

5. 主要な事業所

株式会社 エスケーエレクトロニクス	本 社	京都市上京区東堀川通り一条上ル豊富田町436番地の2
	京 都 工 場	京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城62番地1
	滋 賀 工 場	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘38番
頂正科技股份有限公司	本 社 工 場	台南科學工業園區台南市善化區環東路2段45號
	台 北 支 社	台北市中山區中山北路二段96號N517室 (嘉新第二大楼)
SKE KOREA CO.,LTD.	本 社	忠清南道天安市西北区東西大路129-12番地5階505号
愛史科電子貿易(上海)有限公司	本 社	上海市長寧区古北路666号 嘉麒大厦1901A号室

6. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
368名	10名減	41.0歳	10.8年

(注) 従業員数には、臨時従業員110名(期中平均雇用人員)は含んでおりません。

7. 主要な借入先の状況

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 京 都 銀 行	1,407,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	636,500
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	569,500
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	335,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	301,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,500

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式に関する事項

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 32,760,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 11,368,400株 |
| 3. 株主数 | 5,051名 |
| 4. 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 写 真 化 学	883,200	8.34
株 式 会 社 ニ コ ン	568,400	5.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	499,200	4.71
株 式 会 社 京 都 銀 行	356,200	3.36
株式会社SCREENホールディングス	315,000	2.97
石 田 昌 徳	309,800	2.92
石 田 敬 輔	300,200	2.83
株 式 会 社 石 田 産 業	277,400	2.62
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	251,200	2.37
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	226,100	2.13

- (注) 1. 当社は、自己株式783,882株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式95,900株は含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 昌 徳	
取締役相談役	石 田 敬 輔	株式会社写真化学取締役会長
取 締 役	上 野 篤 雄	フォトマスク事業本部担当 フォトマスク事業本部長 SKE KOREA CO.,LTD.代表理事 愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長
取 締 役	向 田 泰 久	経営戦略室担当
取 締 役	橋 本 昌 典	知財グループ担当 フォトマスク事業本部生産本部長
取 締 役	阿 部 和 香	事業開発室担当 株式会社アイティフォー社外取締役
取 締 役	奥 田 正 男	管理本部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	前 野 隆 一	
取 締 役 (監査等委員)	堀 修 史	司法書士 梅小路司法書士事務所所長 学校法人京都文教学園監事
取 締 役 (監査等委員)	榮 川 和 広	弁護士 榮和法律事務所所長 株式会社三社電機製作所社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	中 野 雄 介	公認会計士 中野公認会計士事務所所長 清友監査法人代表社員 NISSHA株式会社社外監査役 三洋化成工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 堀修史、榮川和広および中野雄介の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対し、各氏を独立役員として届け出ております。
2. 充実した情報収集および内部監査部門等との連携により、監査等委員会による監査・監督機能を強化するため、前野隆一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2020年12月18日開催の第19期定時株主総会において、取締役に奥田正男氏が選任され、就任いたしました。
5. 取締役石田昌徳氏は、2020年12月25日付でSKE KOREA CO.,LTD.代表理事を退任いたしました。また、2020年12月31日付で愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長を退任いたしました。
6. 取締役石田敬輔氏は、2021年6月23日付で株式会社写真化学の代表を退き、同社取締役会長に就任いたしました。
7. 取締役上野篤雄氏は、2020年12月25日付でSKE KOREA CO.,LTD.代表理事に就任いたしました。また、2021年1月1日付で愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長に就任いたしました。
8. 取締役阿部和香氏は、2021年6月18日付で株式会社アイティフォー社外取締役に就任いたしました。
9. 監査等委員である取締役中野雄介氏は、2021年6月18日付で三洋化成工業株式会社社外監査役に就任いたしました。また、2021年6月30日付でワタベウエディング株式会社社外監査役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役堀修史、榮川和広および中野雄介の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員、子会社の役員および会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害は当該保険契約により填補されません。

5. 取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本号において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を、社外取締役による確認を経て、2021年2月8日開催の当社取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は、当該事業年度の業績を勘案しつつ、取締役に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責、ならびにこれまでの経歴や職歴、職務等を考慮し、社員の処遇との整合性も含めて、社外取締役による確認を経たうえで、総合的に適正な報酬額を決定することを基本方針としており、具体的には、固定報酬である「基本報酬」および業績連動報酬等である「賞与」の2つの金銭報酬と、非金銭報酬等である「株式報酬」により構成されております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に従い、基本報酬については役位に応じて決定した額を、賞与および株式報酬は後記の方法で算出した額を支給しており、当社取締役会は、当該内容が上記決定方針に沿うものと判断しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。また、上記とは別枠で、株式報酬を信託期間約5年間において210,000千円を上限に支給することを、同じく2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

(4) 業績連動報酬等に関する事項

当社グループ全体の業績に対する連動性を高めるため、連結当期純利益を業績指標とし、これに役位別の配分比率を乗じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給しております。なお、当事業年度における連結当期純利益の実績は、1,072,375千円であります。

(5) 非金銭報酬等の内容

当社株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、本信託という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、本号において同じ。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に対して交付する制度であります。なお、交付時期は原則として取締役の退任時となります。取締役に付与するポイント数は役位等に応じて決定され、その総数は1事業年度あたり34,000ポイントを上限としております。

(6) 取締役の報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	124,538	77,252	19,561	27,725	7名
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	28,440 (14,400)	28,440 (14,400)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計	152,978	105,692	19,561	27,725	11名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等の額は、当事業年度に計上した取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係る役員株式給付引当金への繰入額であります。
 3. 上記支給人員の合計は、実支給人数であります。

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	堀 修 史	梅小路司法書士事務所所長	特別の関係はありません。
		学校法人京都文教学園監事	特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	榮 川 和 広	榮和法律事務所所長	特別の関係はありません。
		株式会社三社電機製作所社外監査役	特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	中 野 雄 介	中野公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。
		清友監査法人代表社員	特別の関係はありません。
		NISSHA株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
		三洋化成工業株式会社社外監査役	特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	堀 修 史	取締役会 13/13回 (100%)	司法書士としての専門的知識と経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、取締役の指名、報酬に関する事項の検討に関与し、当社取締役会の意思決定における適正性の確保および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
		監査等委員会 13/13回 (100%)	
取 締 役 (監査等委員)	榮 川 和 広	取締役会 13/13回 (100%)	弁護士としての専門的知識と経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、取締役の指名、報酬に関する事項の検討に関与し、当社取締役会の意思決定における適正性の確保および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
		監査等委員会 13/13回 (100%)	
取 締 役 (監査等委員)	中 野 雄 介	取締役会 13/13回 (100%)	公認会計士としての専門的知識と経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、取締役の指名、報酬に関する事項の検討に関与し、当社取締役会の意思決定における適正性の確保および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
		監査等委員会 13/13回 (100%)	

(4) 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,600千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,600千円

- (注) 1. 上記報酬等の額は、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別することができないため、その合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。
3. 当社の連結子会社である頂正科技股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

7. 連結子会社の会計監査人に関する事項

頂正科技股份有限公司の会計監査人 勤業衆信聯合会計事務所

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,871,117	流動負債	5,963,765
現金及び預金	8,843,916	支払手形及び買掛金	3,354,225
受取手形及び売掛金	5,868,060	1年内返済予定の長期借入金	950,000
商品及び製品	71,948	未払法人税等	299,359
仕掛品	192,185	役員賞与引当金	19,561
原材料及び貯蔵品	2,062,235	その他	1,340,620
その他	834,502	固定負債	2,541,255
貸倒引当金	△1,731	長期借入金	2,400,000
固定資産	15,013,631	役員株式給付引当金	64,650
有形固定資産	13,965,271	その他	76,605
建物及び構築物	3,062,162	負債合計	8,505,021
機械装置及び運搬具	4,962,787	(純資産の部)	
土地	1,667,702	株主資本	22,827,701
建設仮勘定	4,116,454	資本金	4,109,722
その他	156,164	資本剰余金	4,167,847
無形固定資産	145,397	利益剰余金	15,526,140
ソフトウェア	140,384	自己株式	△976,008
その他	5,013	その他の包括利益累計額	1,552,025
投資その他の資産	902,962	その他有価証券評価差額金	268,206
投資有価証券	426,083	為替換算調整勘定	1,283,819
繰延税金資産	299,222	純資産合計	24,379,727
その他	324,429	負債及び純資産合計	32,884,749
貸倒引当金	△146,773		
資産合計	32,884,749		

連結損益計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		20,440,087
売上原価		16,569,837
売上総利益		3,870,250
販売費及び一般管理費		2,205,289
営業利益		1,664,960
営業外収益		
受取利息	1,161	
不動産賃貸料	29,043	
受取保険料	25,853	
その他の	13,067	69,126
営業外費用		
支払利息	18,946	
不動産賃貸原価	16,542	
為替差損	325,743	
その他の	1,423	362,656
経常利益		1,371,430
特別損失		
固定資産除却損	1,627	1,627
税金等調整前当期純利益		1,369,802
法人税、住民税及び事業税		346,285
法人税等調整額		△46,831
法人税等還付税額		△2,026
当期純利益		1,072,375
親会社株主に帰属する当期純利益		1,072,375

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,757,099	流動負債	5,340,142
現金及び預金	4,363,396	支払手形	1,672,005
受取手形	171,842	買掛金	1,542,706
売掛金	3,888,100	1年内返済予定の長期借入金	950,000
商品及び製品	54,249	未払金	248,691
仕掛品	175,871	未払費用	556,200
原材料及び貯蔵品	1,380,337	未払法人税等	286,759
前払費用	59,786	預り金	28,370
その他	665,515	役員賞与引当金	19,561
貸倒引当金	△2,000	その他	35,848
固定資産	15,822,144	固定負債	2,503,032
有形固定資産	10,627,206	長期借入金	2,400,000
建物	2,596,286	役員株式給付引当金	64,650
構築物	17,197	その他	38,382
機械及び装置	2,188,607	負債合計	7,843,174
工具、器具及び備品	77,419	(純資産の部)	
土地	1,667,702	株主資本	18,467,863
建設仮勘定	4,079,993	資本金	4,109,722
無形固定資産	105,080	資本剰余金	4,411,813
ソフトウェア	105,080	資本準備金	4,335,413
投資その他の資産	5,089,857	その他資本剰余金	76,400
投資有価証券	426,083	利益剰余金	10,922,335
関係会社株式	4,201,758	利益準備金	21,500
関係会社出資金	100,000	その他利益剰余金	10,900,835
繰延税金資産	291,228	別途積立金	9,700,000
その他	70,886	繰越利益剰余金	1,200,835
貸倒引当金	△100	自己株式	△976,008
資産合計	26,579,244	評価・換算差額等	268,206
		その他有価証券評価差額金	268,206
		純資産合計	18,736,069
		負債及び純資産合計	26,579,244

損 益 計 算 書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,131,311
売 上 原 価		12,331,509
売 上 総 利 益		2,799,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,819,181
営 業 利 益		980,620
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	396,308	
不 動 産 賃 貸 料	29,043	
受 取 保 険 料	24,672	
技 術 指 導 料	65,118	
そ の 他	3,543	518,686
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,043	
不 動 産 賃 貸 原 価	16,542	
そ の 他	4,516	39,103
経 常 利 益		1,460,203
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,415	1,415
税 引 前 当 期 純 利 益		1,458,788
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	292,008	
法 人 税 等 調 整 額	3,383	295,391
当 期 純 利 益		1,163,396

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

株式会社エスケーエレクトロニクス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 智 弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケーエレクトロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、機械装置の減価償却方法について、当連結会計年度より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年11月5日

株式会社エスケーエレクトロニクス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽津隆弘 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中智弘 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2020年10月1日から2021年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、機械装置の減価償却方法について、当事業年度より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2020年10月1日から2021年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査室（内部監査グループ、内部統制・コンプライアンス推進グループ）及びその他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月8日

株式会社エスケーエレクトロニクス 監査等委員会

常勤監査等委員 前野 隆 一 ㊟

監 査 等 委 員 堀 修 史 ㊟

監 査 等 委 員 榮 川 和 広 ㊟

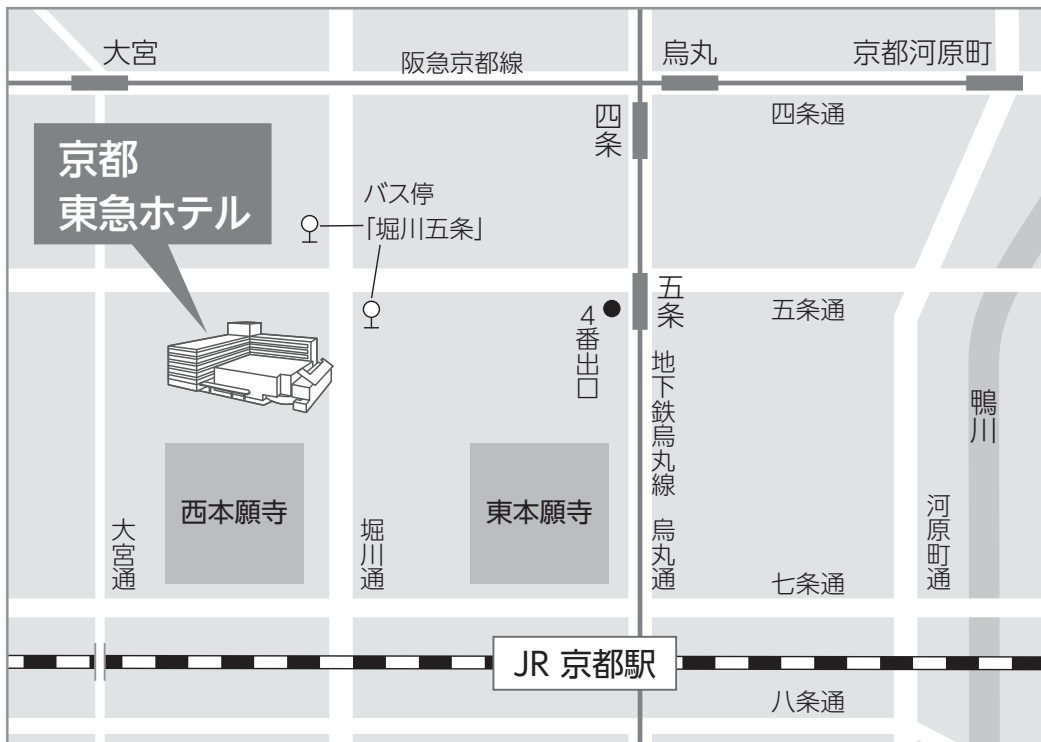
監 査 等 委 員 中 野 雄 介 ㊟

(注) 監査等委員堀修史、榮川和広及び中野雄介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地
京都東急ホテル 2階 葵の間



- 市バスをご利用の場合…………… JR京都駅前バス乗り場より9、28号系統に乗車
 「堀川五条」下車南へ徒歩約5分
- 地下鉄をご利用の場合…………… 烏丸線「五条」駅下車4番出口より西へ徒歩約15分
- 阪急電鉄をご利用の場合…………… 京都線「大宮」駅下車 ▶ 市バス28号系統に乗車
 「堀川五条」下車西へ徒歩約3分

本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えくださいますよう強くお願い申し上げます。

ご来場の株主様へのお土産の配布および飲料の提供はございません。



第 20 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の体制および方針

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2020 年 10 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで)

株式会社 **エスケーエレクトロニクス**

第 20 期定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、上記の事項につきましては、
法令および当社定款第 16 条の規定に従い、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.sk-el.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制および内部統制の充実・強化を図るため、コンプライアンス委員会や内部統制・コンプライアンス推進グループを設置するなど、組織体制の整備を行っております。また、「エスケーエレクトロニクス行動規範」や公益通報者保護法に基づく「内部通報保護規程」を制定するなど、取締役および社員が法令や定款、社内の諸規程等を遵守するための体制を整備しております。

これらの体制に基づく業務執行の状況を確認するため、監査等委員会および監査室は、当社が定める「監査等委員会規則」および「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性や妥当性、効率性を監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」および「機密情報管理規程」を制定し、これらの規程に基づき取締役会議事録、稟議書、その他重要な取締役の職務執行に係る情報を適正に保存および管理しております。なお、取締役および監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、経営危機の現実化を未然に防止するため、リスク管理委員会において、リスクの所在・種類等を把握し、組織横断的な管理体制を推進しております。また、経営危機発生時においては、同規程に基づき対応を行います。

なお、経営危機管理の一環として、当社事業所が所在する各地域で突発的な重大災害事故等が発生した場合に備え、事業継続のための「事業継続計画（BCP）」を策定し、緊急時の体制を整備しております。

また、対外的なリスクに関しては、顧問弁護士等と十分相談のうえ対応しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営理念」に基づき、全社的な目標として中長期計画を策定し、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標を定め、かつ社員一人ひとりの業務目標の管理を行うことで、効率的な業務運営の実施を図っております。また、毎月の取締役会において、業務の報告を行い、目標管理を行っております。

職務の執行に関しては、「職務分掌規程」や「職務権限規程」を制定し、これらの社内規程に基づき、適時的確な意思決定を図っております。特に全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議にて審議し、多面的な検討を行い、慎重に判断する体制をとっております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、関係会社の自主性を尊重しつつも、当該関係会社が重要事項の決定を行う際には、当社の承認、協議、報告を要することとしております。

また、関係会社の主要ポストには、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）や社員を派遣し、適宜、当社取締役会等に対する経営状況の報告を求める他、定期的に当社監査等委員会および監査室による関係会社の監査を実施し、企業集団における業務の適正化を図っております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、この項において同じ。）および社員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす重要事項、内部監査の実施状況、「内部通報保護規程」による内部通報の状況およびその内容を報告するものとしております。また、監査等委員会による各取締役および重要な社員への個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する体制をとっております。
- ② 取締役および社員ならびに「関係会社管理規程」に定める関係会社の役員および社員は、当社および関係会社の業務または業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社および関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、またはこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査等委員会に速やかに報告します。
当社または関係会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役および社員ならびに関係会社の役員および社員に周知徹底いたします。
- ③ 監査等委員会を補助すべき体制については、監査等委員会からの要請があり次第、監査等委員会の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査等委員会の同意を要することとしております。
- ④ 監査等委員が正当な職務執行のため当社に対し費用の前払、償還、もしくは債務の処理を請求した場合、「経理規程」に基づき公正かつ適正にこれら进行处理いたします。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制整備

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。

また、反社会的勢力に対する対応は、管理本部が統括し、弁護士、所轄警察署や関連団体との連携を図り、社内体制の整備強化を推進しております。

2. 当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行について

当事業年度においては、13回の取締役会を開催し、経営方針、経営戦略に係る重要事項の決定、各取締役の職務執行状況についてのモニタリングを行いました。具体的には、経営計画、重要な設備投資、各事業部門の業績検証、資本効率に関する検証等を行っております。

また、当事業年度においてコンプライアンス委員会を10回開催（書面開催を含む。）し、当社のコンプライアンスを推進するうえでの課題の把握とその改善を行っております。さらに、コンプライアンスの啓蒙活動として、四半期ごとにコンプライアンス研修を実施しており、当事業年度においては、下請代金支払遅延等防止法、インサイダー取引規制およびパワーハラスメントに関する研修を実施いたしました。

(2) 損失の危険の管理について

当事業年度においては、リスク管理委員会を6回開催し、事業運営上のリスクの洗い出しやその防止策の検討を行っております。当事業年度においては、前事業年度に引き続き関係子会社における労務リスクを重要視し、時間外労働の実施状況について同委員会へ報告するとともに、関係子会社への改善指導を継続的に実施しております。

(3) 関係会社管理について

当社グループは現在、当社および3社の子会社により構成されておりますが、毎月開催する取締役会および経営会議において、当該子会社より業績その他の業務執行状況について報告を受けるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、経営戦略、重要な設備投資に係る事項について決定を行っております。

(4) 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員は、取締役会への出席、毎月開催する経営会議への常勤監査等委員の出席等を通じて業務執行の報告を受けるとともに、内部監査部門との連携による内部統制の有効性に関する検証、会計監査人との連携による財務会計の適切性の検証を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年10月1日残高	4,109,722	4,167,847	14,559,610	△976,008	21,861,171
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△105,845		△105,845
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,072,375		1,072,375
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	966,529	—	966,529
2021年9月30日残高	4,109,722	4,167,847	15,526,140	△976,008	22,827,701

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	その他の包括 利益累計額合計	
2020年10月1日残高	150,326	379,425	△5,554	524,197	22,385,369
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△105,845
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,072,375
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	117,879	904,393	5,554	1,027,828	1,027,828
連結会計年度中の変動額合計	117,879	904,393	5,554	1,027,828	1,994,358
2021年9月30日残高	268,206	1,283,819	—	1,552,025	24,379,727

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の名称等

連結子会社は、頂正科技股份有限公司、SKE KOREA CO., LTD.、愛史科電子貿易（上海）有限公司の3社であります。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、上海愛史科商貿有限公司1社であります。

連結子会社から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

前項1(2)の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

愛史科電子貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権および債務

時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社は機械装置については定額法、その他の資産については定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

また、連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～38年

機械装置及び運搬具 5年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社グループの機械装置の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更いたしました。これは、当社グループの設備投資の見直しを契機として、機械装置の使用実態を検討した結果、フォトマスクの技術革新が鈍化し市場が成熟化していることを勘案し、安定的かつ定期的に設備維持のための更新投資を行い、今後も安定的な利用を見込むため、その使用便益が平均的に費用配分される定額法によることが、使用実態を適切に反映すると判断したことによるものであります。

この結果、従来の方法に比べ、当連結会計年度の減価償却費が減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ581,856千円増加しております。

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 当社および連結子会社は定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金 当社および連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員株式給付引当金 株式交付信託による役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に付与されたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場より円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針
外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。
- (6) のれんの償却方法および償却期間
5年間の定額法により償却しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
 - ② 記載金額の表示 千円未満を切り捨てて表示しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 299,222千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、繰延税金資産は将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収可能性が認められる金額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得

の見積りであります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、2022年9月期以降は段階的に縮小するものと仮定し、上記の見積りを行っております。今後、課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合、回収可能性が認められる繰延税金資産の金額が変動する結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,594,625千円
2. 担保資産
 - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	911,544千円
土地	427,400千円
投資その他の資産 その他(長期預金)	63,114千円
計	1,402,058千円
 - (2) 担保設定の原因となる債務

長期借入金	3,350,000千円
(1年内返済予定分950,000千円を含む)	

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	11,368,400株		一株		一株	11,368,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	879,782株		一株		一株	879,782株

当連結会計年度末において、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式95,900株を自己株式に含めております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	105,845千円	10円	2020年 9月30日	2020年 12月21日

配当金の総額には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式95,900株に対する配当金959千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年12月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	211,690千円	20円	2021年 9月30日	2021年 12月20日

配当金の総額には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式95,900株に対する配当金1,918千円が含まれております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を主に安全性の高い金融資産で運用しております。短期的な運転資金については銀行借入により調達しており、設備購入資金については設備投資計画に照らして必要な資金(主に銀行借入)を調達し

ております。デリバティブ取引は、将来の為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、主に顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、4ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に設備投資および運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引相手ごとに期日および残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務については、通貨別には為替の変動リスクを把握し、そのリスクの程度に応じて随時決済方法を検討し、実施しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の基本方針や範囲、運用管理体制等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	8,843,916	8,843,916	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,868,060	5,868,060	—
(3) 投資有価証券	426,083	426,083	—
資産計	15,138,061	15,138,061	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,354,225	3,354,225	—
(2) 長期借入金(※)	3,350,000	3,349,496	△503
負債計	6,704,225	6,703,722	△503

※1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額(千円)
関係会社出資金 (投資その他の資産「その他」)	16,731

関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,324円40銭

2. 1株当たり当期純利益 102円24銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度95,900株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度95,900株)。

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合 計
2020年10月1日残高	4,109,722	4,335,413	76,400	4,411,813
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2021年9月30日残高	4,109,722	4,335,413	76,400	4,411,813

	株 主 資 本			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
2020年10月1日残高	21,500	9,900,000	△56,715	9,864,784
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△105,845	△105,845
別途積立金の取崩		△200,000	200,000	—
当期純利益			1,163,396	1,163,396
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	△200,000	1,257,551	1,057,551
2021年9月30日残高	21,500	9,700,000	1,200,835	10,922,335

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2020年10月1日残高	△976,008	17,410,311	150,326	△5,554	144,771	17,555,083
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△105,845				△105,845
別途積立金の取崩		—				—
当期純利益		1,163,396				1,163,396
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			117,879	5,554	123,434	123,434
事業年度中の変動額合計	—	1,057,551	117,879	5,554	123,434	1,180,986
2021年9月30日残高	△976,008	18,467,863	268,206	—	268,206	18,736,069

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式及び
関係会社出資金
その他有価証券
時価のあるもの

総平均法による原価法

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる債権および債務の評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

月別総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

機械装置については定額法、その他の資産については定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15~38年
機械及び装置	5年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社の機械装置の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更いたしました。これは、当社の設備投資の見直しを契機として、機械装置の使用実態を検討した結果、フォトマスクの技術革新が鈍化し市場が成熟化していることを勘案し、安定的かつ定期的に設備維持のための更新投資を行い、今後も安定的な利用を見込むため、その使用便益が平均的に費用配分される定額法によることが、使用実態を適切に反映すると判断したことによるものであります。

この結果、従来の方法に比べ、当事業年度の減価償却費が減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ504,263千円増加しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

株式交付信託による役員への当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に付与されたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

(2) 記載金額の表示 千円未満を切り捨てて表示しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取保険料」(前事業年度8,718千円)については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 291,228千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、繰延税金資産は将来の合理的な課税所得の見積りに基づき、回収可能性が認められる金額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、2022年9月期以降は段階的に縮小するものと仮定し、上記の見積りを行っております。今後、課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合、回収可能性が認められる繰延税金資産の金額が変動する結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,154,438千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	572,137千円
短期金銭債務	125,909千円
3. 担保資産	
(1) 担保に供している資産	
建物	742,907千円
構築物	4,935千円
土地	427,400千円
計	1,175,242千円

(2) 担保設定の原因となる債務

長期借入金	3,350,000千円
(1年内返済予定分950,000千円を含む)	

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	1,788,403千円
仕入高	296,002千円
その他の営業取引高	114,032千円
営業取引以外の取引高	65,118千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	879,782株		一株		一株	879,782株

当事業年度末において、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式95,900株を自己株式に含めております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

未払費用	150,049千円
未払事業税	26,047千円
たな卸資産評価損	76,060千円
貯蔵品	71,708千円
減価償却費	318,486千円
投資有価証券評価損	19,797千円
税務上の繰越欠損金	308,703千円
その他	56,304千円
繰延税金資産小計	1,027,156千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△308,703千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△338,008千円
評価性引当額小計	△646,712千円
繰延税金資産合計	380,444千円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	89,216千円
繰延税金負債合計	89,216千円
繰延税金資産の純額	291,228千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	事業年度末残高
子会社	頂正科技股份有限公司	(所有)直接100%	販売等 役員の兼任	販売	1,590,055千円	売掛金	541,459千円

- (注) 1. 取引金額及び事業年度末残高には、消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等販売につきましては、市場価格等を勘案して決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,786円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 110円92銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております(当事業年度95,900株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度95,900株)。

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。